

**厚生労働省における政策評価に関する基本計画
(第2期)**

**平成19年3月30日
厚生労働大臣決定
平成19年9月28日、平成20年3月31日、
平成21年3月31日、平成22年3月31日
平成23年5月19日一部変更**

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

目 次

| | 頁 |
|--------------------------------|----|
| 第1 基本的な考え方 ----- | 1 |
| 第2 計画期間 ----- | 2 |
| 第3 政策評価の実施に関する方針 ----- | 2 |
| 1 基本的な考え方 | |
| 2 政策評価の実施方式 | |
| 第4 政策評価の観点に関する事項 ----- | 3 |
| 第5 政策効果の把握に関する事項 ----- | 4 |
| 1 政策効果の把握方法 | |
| 2 政策効果の把握に当たっての留意点 | |
| 第6 事前評価の実施に関する事項 ----- | 5 |
| 1 事前評価の対象とする政策 | |
| 2 事前評価の方法 | |
| 3 事前評価の評価結果の検証 | |
| 第7 事後評価の実施に関する事項 ----- | 7 |
| 1 事後評価の対象とする政策 | |
| 2 事後評価の方法 | |
| 第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 ----- | 10 |
| 1 基本的な考え方 | |
| 2 政策評価に関する有識者会議 | |

(目次1)

| | | | |
|-----|--|-------|----|
| 第9 | 政策評価の結果の政策への反映に関する事項 | ----- | 11 |
| 1 | 評価結果の反映 | | |
| 2 | 反映状況の報告及び公表 | | |
| 第10 | インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公開に関する事項 | ----- | 11 |
| 1 | 公表内容・方法 | | |
| 2 | 国民の意見・要望の受付 | | |
| 第11 | 政策評価の実施体制に関する事項 | ----- | 11 |
| 1 | 政策評価の担当組織 | | |
| 2 | 政策評価の実施に関する関係課長会議 | | |
| 3 | 政策評価に関する有識者会議(再掲) | | |
| 第12 | その他政策評価の実施に関し必要な事項 | ----- | 12 |
| 1 | 政策評価の継続的改善 | | |
| 2 | 職員の人材の確保及び資質の向上 | | |
| 3 | 地方公共団体等との連携・協力 | | |
| 4 | 本計画の改正 | | |
| 5 | 実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領 | | |

別紙 政策体系(基本目標、施策大目標及び施策中目標)

(目次2)

平成19年3月30日厚生労働大臣決定

平成19年9月28日一部変更

平成20年3月31日一部変更

平成21年3月31日一部変更

平成22年3月31日一部変更

平成23年5月19日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

第1 基本的な考え方

平成13年1月に実施された中央省庁等改革において、行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとされ、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)に基づく政策評価を実施することとなった。

厚生労働省の使命は、社会保障は国家の礎の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立って、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎える社会」を実現することである。

このような厚生労働省の使命に基づく政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の質の一層の向上を図り、社会経済のさらなる発展に寄与していくことが重要である。

そのため、厚生労働省においては、以下に掲げる事項を目的として、厚生労働行政全般を対象とした政策評価を実施することとする。

- ① 行政の透明性及び行政に対する国民の信頼性を確保するため、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること。
- ② 行政活動の範囲について、行政が関与する必要性がある分野に重点化を図り、行政サービス等を必要最小限の費用で国民へ提供するため、国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。
- ③ 国民生活の質の向上や社会経済の発展等国民的視点に立った成果(アウトカム)重視の行政への転換を図ること。
- ④ 厚生労働省の使命に照らし、省内の各部局等が一層連携し、総合的・戦略的政策展開を推進すること。

本計画は、以上のような基本的な考え方立ち、法第6条第1項に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定。以下「政策評価基本方

針」という。)を踏まえて、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間に実施する政策評価を対象とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、政策(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望を含む)の企画立案【Plan】—実施【Do】—評価【Check】—見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

政策評価は、政策の特性や評価の目的等に応じて、次の3つの方式を適切に選択して実施することとする。

また、いずれの方式においても、政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などは、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案して適切に判断するものとする。

(1) 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する。

(2) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。

(3) 事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その

採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証するものであり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直しを目的とする。

第4 政策評価の観点に関する事項

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価することとする。

また、評価に当たっては、政策評価の方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の観点を具体的に設定することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

(1)「必要性」の観点

- イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目
的照らして妥当か。
- ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2)「効率性」の観点

- イ 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られてい
るか。
- ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。
- ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3)「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られている
か。

(4)「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配され
るか、又は実際に分配されているか。

(5)「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

- (1) 政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。
- (2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。
- (3) 特に、厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努めることとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

1. 事前評価の対象とする政策及び評価方式

事前評価の対象とする政策は以下のとおりとし、事業評価方式を基本とする。

(1) 法第9条に規定する政策

イ 個々の研究開発(注1)

- (イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるもの実施を目的とする政策
- (ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助すること目的とする政策

口 個々の公共的な建設の事業(注2)

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、

- (イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるもの実施を目的とする政策
- (ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるもの実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ハ 個々の政府開発援助

- (イ) 無償の資金供与による協力(注3)

当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるもの実施を目的とする政策

- (ロ) 有償の資金供与による協力(注4)

当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるもの実施を目的とする政策

二 規制の新設等を目的とする政策(注5、6)

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

ホ 租税特別措置等の新設、拡充又は延長(注7)

租税特別措置等のうち、法人税、法人住民税及び法人事業税の新設、拡充又は延長を目的とする政策

注1:人文科学のみに係るものを除く(「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成13年9月27日政令第323号。以下「令」という。)第3条第1号及び2号参照)。

注2:施設の維持又は修繕に係る事業を除く(令第3条第3号及び4号参照)。

注3:条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設(船舶を含む。)の整備(当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。)を目的として行われるものに限る(令第3条第5号参照)。

注4:資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第2号イの規定に基づき外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る(令第3条第5号参照)。

注5:規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課す作用(租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」(平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。)

第1条で定めるものに係る作用を除く。)である(令第3条6号参照)。

注6:規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く(令第3条6号参照)。

注7:租税特別措置等の具体的な評価の範囲について、令に規定が置かれた場合には、当該規定に従うものとする。

(2)上記(1)の政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

イ 予算要求又は財政投融資資金要求(以下「予算要求等」という。)を伴う新たな政策(口に掲げるものを除く。)であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。

ただし、以下の①、②又は③の要件に該当する政策を除く。

- ① 政策の決定を伴わないもの
- ② 政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なもの
- ③ 補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないもの

ロ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき事前評価の対象となることとされた研究開発

2 事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるために、評価書等(法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて、又は事前評価の実施後一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

第7 事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策及び評価方式

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとし、それぞれ基本とする評価方式

を以下に示す。

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

厚生労働行政の体系を政策体系として示し、体系的に評価を行うものとする。

イ 政策体系の設定

厚生労働省の使命、厚生労働行政の基本目標、施策大目標、施策中目標、施策小目標及び事務事業を政策体系として定める。

基本目標、施策大目標及び施策中目標については別紙のとおり定め、施策小目標及び事務事業については、厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(法第7条第1項に基づき定める事後評価の実施に関する計画をいう。以下「実施計画」という。)において定める。

また、実施計画においては、政策体系の設定に当たって、施策中目標及び施策小目標に係る指標をあわせて設定するものとし、指標の設定に当たっては、目標値として達成水準及び達成時期を定めるよう努める。

ロ 評価の単位

施策中目標ごとに評価を行い、評価書等を作成することを原則とする。

ハ 評価予定(評価時期及び評価方式)の設定

実施計画において、施策中目標ごとに、政策の特性や政策の見直し時期等を踏まえて、基本計画の期間中に係る事後評価を実施する概ねの時期及び評価方式を設定することとする。

二 事後評価の対象とする政策及び評価方式の決定

前年度の実施計画の評価予定を踏まえつつ、以下の①から③までに該当する場合は原則として事後評価の対象とすることとし、具体的には、毎年度実施計画において定める。評価方式は政策の特性や評価の目的等に応じて、適切に選択する。

① 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策

b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

③ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合

ホ 政策体系及び指標並びに目標値の見直し

各年度の評価結果等を踏まえ、必要に応じて、政策体系及び指標並びに

目標値の見直しを行う。この場合において、指標及び目標値については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的かつ的確に達成度を測定できるものとなるよう努める。

へ 評価方式

実績評価方式又は総合評価方式を基本とする。

(2)研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされたもの。事業評価方式を基本とする。

(3)公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成21年4月21日健発第0421001号)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの。事業評価方式を基本とする。

(4)事前評価を実施した政策

以下の政策を対象とし、事業評価方式を基本とする。

- イ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの
- ロ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの

(5)法第7条第2項第2号に規定する政策(政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの又は政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの)

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(6)「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)以下累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に基づき定められた成果重視事業

事業評価方式を基本とする。

(7)租税特別措置等(法人税、法人住民税及び法人事業税に関するものに限る)

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(8)(1)から(7)までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

(9)その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの

事業評価、実績評価又は総合評価方式を基本とする。

2 モニタリングの実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局(個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。)は、各年度開始後速やかに、施策中目標及び施策小目標に係る指標並びに事前評価を行った事業について、事前評価の際に設定した指標の前年度までの進捗状況を把握(モニタリング)することとする。

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客觀性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下のような方法により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

2 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るために、第三者からなる「政策評価に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聞くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

- イ 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更
- ロ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1)評価結果は、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。

- (2) 政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という）は、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。

2 反映状況の報告及び公表

毎年度一回、評価結果の政策への反映状況公表する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や政策評価官室への備付けなどの方法により、公表することとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)の考え方に基づき適切に対応するものとする。

2 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めることとする。

第11 政策評価の実施体制に関する事項

1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、連携をしつつ、政策評価を実施するものとする。

- (1) 担当部局は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策について評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に適切に反映する。

(3) 政策評価官室は、以下のような事務を行う。

- ① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
- ② 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
- ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
- ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
- ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
- ⑥ 有識者会議に関する庶務

2 政策評価の実施に関する関係課長会議

厚生労働省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」(以下「関係課長会議」という。)を設け、厚生労働省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整する。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

3 政策評価に関する有識者会議(再掲)

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るために、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

(1) 政策評価官室は、担当部局が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。

また、担当部局は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。

(2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評価の質の向上を図ることとする。

特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期

間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるものとする。

- (3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組むこととする。

2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図ることとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要となる専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

ここでの担当部局等の等は査定課も含むということでそのままにしています。

3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図ることとする。

4 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

5 実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、厚生労働省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び厚生労働省における政策評価実施要領によるものとする。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命

社会保障は国家の礎(いしづえ)の一つであり、厚生労働行政が「いのちを守る」政策の柱であるという認識に立ち、「格差が少なく、何歳になっても働きたい男女が働くことができ、安心して子供を産み・育てることができ、地域で健康に長寿を迎える社会(世界に誇る少子高齢社会の日本モデル)」を実現することが厚生労働省の使命である。

基本目標

<少子高齢社会の日本モデルを実現する>

I 格差の縮小を図る

II 意欲のあるすべての者がディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)に就ける社会を実現する

III 安心して子どもを産み育てられる社会を実現する

IV 地域で安心して健康に長寿を迎える社会を実現する

V 社会保障財源の確保を図るとともに、新たに社会保障財源に対する考え方を提示する。

<時代の要請に応えた政策を展開する>

VI 「新しい公共」の実現、成長戦略の中核としての社会保障の展開(未来への投資)等時代の要請に応える

<役所文化を変え、信用される厚生労働省となる>

VII 省内から「奢り」を一掃し、国民と真摯に向き合う

VIII コスト削減・ムダ排除を徹底する

IX 新しい人事システムを構築し、職員の能力の向上を図る

| 施策大目標 | |
|--------|---|
| I 1 | ナショナルミニマム(健康で文化的な最低限度の生活)の基準の設定に向け、検討する |
| I 2 | 第二のセーフティネットの整備や、地域のセーフティネット機能の強化等により、生活困窮を防止する |
| I 3 | ポジティブ・ウェルフェア(就労支援等の積極的な福祉施策)を推進する |
| II 1 | 雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る |
| II 2 | 雇用の「質」を向上させ、安心して快適に働くことができる環境を整備する |
| II 3 | 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する |
| III 1 | 新たな子ども・子育て支援のための制度の構築を推進し、子ども・子育て支援施策の充実を図る |
| IV 1 | 医療サービスを安定的に提供する |
| IV 2 | 高齢者医療制度改革を含め、持続的・安定的な医療保険制度を構築する |
| IV 3 | がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する |
| IV 4 | 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する |
| IV 5 | 医療・介護一体改革の道筋をつけ、介護保険を適切に運用し、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会を作る |
| IV 6 | 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、安心して信頼できる年金制度を確立する |
| IV 7 | 障害者制度改革の道筋をつけ、障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会を実現する |
| IV 8 | 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理する |
| IV 9 | 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図る |
| V 1 | 社会保障財源の確保を図るとともに、社会保障財源に対する考え方を提示する。 |
| V 2 | 社会保険の適用・徴収事務を適かつ効率的に行う |
| VI 1 | 規制改革、地方分権を推進するとともに「新しい公共」の実現を目指す |
| VI 2 | 成長戦略の中核として、「未来への投資」として、社会保障を展開する |
| VI 3 | 国際化、科学技術の振興、IT化に対応する |
| VII 1 | 「国民の声」に真摯に耳を傾け、対応を図るとともに、国民との対話に向けて、情報をわかりやすく発信する |
| VIII 1 | 省内事業仕分け等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する |
| IX 1 | 新しい人事システムを構築し、各局各課の組織目標の数値化を図り、職員の能力の向上を図る |

| 施策中目標 | |
|---------|--|
| I 1 1 | 生活保護者に対する適切な福祉サービスの提供 |
| I 1 2 | ナショナルミニマム(健康で文化的な最低限度の生活)の基準の設定に向け、検討する。 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること |
| I 2 1 | 第二のセーフティネット(求職者支援制度の創設等)を整備する |
| I 2 2 | 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る |
| I 2 3 | ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援助が必要な方の地域での自立を支援する |
| I 3 1 | 生活保護世帯の自立を支援する → I-1-2(生活保護を適切に実施する)参照 |
| I 3 2 | 母子家庭の母等の自立を支援する → III-1-6(ひとり親家庭の自立を支援する)参照 |
| II 1 1 | ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る |
| II 1 2 | 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る |
| II 1 3 | 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る |
| II 1 4 | 多様な職業能力開発の機会を確保する |
| II 1 5 | 若年者のキャリア形成を支援する |
| II 1 6 | 障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する |
| II 1 7 | 技能の継承・新興を推進する |
| II 2 1 | 労働条件の確保・改善を図る |
| II 2 2 | 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する |
| II 2 3 | 労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う |
| II 2 4 | 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する |
| II 2 5 | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する |
| II 2 6 | 安定した労使関係の形成を促進する |
| II 2 7 | 個別労働紛争の解決を促進する |
| II 2 8 | 豊かで安定した勤労者生活の実現を図る |
| II 3 1 | 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する |
| III 1 1 | 妊娠婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る |
| III 1 2 | 地域における子ども・子育て支援策を推進する |
| III 1 3 | 就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する |
| III 1 4 | 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること |
| III 1 5 | 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する |
| III 1 6 | ひとり親家庭の自立を支援する |
| III 1 7 | 子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する |
| III 1 8 | 仕事と家庭の両立を支援する(再掲) → II-3-1(男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する)参照 |
| IV 1 1 | 地域の医療連携体制を構築する |
| IV 1 2 | 医療需要に見合った医療従事者を確保する |
| IV 1 3 | 医療従事者の資質の向上を図る |
| IV 1 4 | 医療安全確保対策を推進する |
| IV 1 5 | 政策医療を向上・均てん化させる |
| IV 1 6 | 新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る |
| IV 1 7 | 新医薬品・医療機器を迅速に提供する |
| IV 1 8 | 医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する |
| IV 1 9 | 医薬品の適正使用を推進する |
| IV 1 10 | 安全で安心な血液製剤を安定的に供給する |
| IV 2 1 | 全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む |
| IV 2 2 | 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る |

| | |
|--------|---|
| IV 3 1 | 適正な移植医療を推進する |
| IV 3 2 | 個別疾患 難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する |
| IV 3 3 | 原子爆弾被爆者等を保護する |
| IV 3 4 | 感染症 感染症の発生・まん延を防止する |
| IV 3 5 | ワクチン等を安定的に供給する |
| IV 3 6 | 健康づくり 地域の保健医療体制を確保する |
| IV 3 7 | 健康づくり 健康づくりを推進する |
| IV 3 8 | 危機 健康危機管理体制を整備する |
| IV 4 1 | 食品等の安全性を確保する |
| IV 4 2 | 安全で質が高く災害に強い水道を確保する |
| IV 4 3 | 公衆衛生 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する |
| IV 4 4 | 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する |
| IV 4 5 | 生活衛生の向上・推進を図る |
| IV 5 1 | 介護 医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する |
| IV 5 2 | 高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を推進する |
| IV 6 1 | 年金 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する |
| IV 6 2 | 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る |
| IV 6 3 | 企業年金等の健全な育成を図る |
| IV 6 4 | 企業年金等の適正な運営を図る |
| IV 7 1 | 障害者 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。 |
| IV 8 1 | 被災者 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等を行う |
| IV 8 2 | 戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する |
| IV 8 3 | 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国人者の自立を支援する |
| IV 8 4 | 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する |
| IV 9 1 | 福祉人材 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る |
| IV 9 2 | 災害 災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する |
| V 1 1 | 財源 格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。 |
| V 2 1 | 労働保険適用徴収業務の適かつ円滑な実施を図る |
| V 2 2 | 社会保険料徴収 公的年金制度の適用・徴収事務を適かつ効率的に行う → IV-5-2(公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る)参照 |
| V 2 3 | 医療保険の適用・徴収事務を適かつ効率的に行う → IV-1-10(全国民に必要な医療を保障できるよう、医療保険制度を安定的・効率的に運営する)参照 |
| V 2 4 | 介護保険制度の徴収事務を適かつ効率的に行う → IV-5-1(医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する)参照 |
| VI 1 1 | 役割 規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む |
| VI 2 1 | 成長戦略 「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する |
| VI 3 1 | 国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する |
| VI 3 2 | 二国間等の国際協力を推進する |
| VI 3 3 | 国際化 国際化に対応した施策を推進する → 感染症対策はIV-2-5-6(感染症の発生・まん延を防止する、ワクチン等を安定的に供給する) 食品対策はIV-3-1(食品等の安全性を確保する) 年金の二国間協定はIV-5-1(年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する) 外国人労働者対策はII-1-3(高齢者、若年者等労働者の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る)参照 |
| VI 3 4 | 科学 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保する |

| | | |
|----------|-------------------|--|
| VI 3 5 | 技術 | 厚生労働分野の科学技術の研究開発を推進する |
| VI 3 6 | 電子政府実現に向けて基盤を整備する | |
| VI 3 7 | IT化 | 医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。 |
| VII 1 1 | 国民と街 | 国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。 |
| VII 1 2 | 谷らぎ、実践 | 厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。(ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等) |
| VIII 1 1 | コスト | 省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する |
| IX 1 1 | 人事、能力向上 | 新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力(実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力)の向上を図る |